
第 3 部 かぬま障がい者計画

【第6期計画:令和 6(2024)年度～令和8(2026)年度】

第1章 市民への広報・啓発

【施策の体系】

基本目標:ふれあい、支え合い、理解し合えるまち

○市民への広報・啓発……

1 障がい者に対する理解の促進
2 障がい者との交流機会の拡充
3 地域ぐるみの福祉の推進
4 ボランティア活動への理解促進

【基本方針】

市民全てが、障がいのある人もない人も、一人の人間として尊重しあえる社会の形成が求められます。障がいのない人は、障がいのある人及び障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人も積極的に地域社会と関わりながら、自分らしく生きていくことが望まれます。

お互いに理解を促進するため、各種イベント、教育の場、ボランティア活動、広報等の充実を図り、ひとりの人間としての尊厳を大切にしながら交流の輪を広げ、ノーマライゼーション理念の普及に努めます。また、障がいに起因した自殺の防止やひきこもり対策を推進します。

1 障がい者に対する理解の促進

ともに生きる社会を実現するためには、誰もが障がいのある人と障がいそのものに対する正しい知識を持ち、助け合い・支え合う地域づくりを推進していくことが重要です。

平成28(2016)年4月に「障害者差別解消法」が施行され、障がいのある人に対する差別の解消と社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が求められるようになりました。

市の広報活動をはじめ、各種イベント等の市民交流の場や体験的な福祉教育の充実を支援するなどあらゆる場面において障がい者との交流の輪を広げるとともに、理解促進、啓発活動を展開します。

(1) 広報活動の促進

ノーマライゼーション社会を実現し、障がいの理解や支援を深めるために、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体との連携を強化し、多様な媒体を活用して広報・啓発活動の推進を図ります。特に、精神障がい、知的障がい、発達障がい、高次脳機能障がい等の理解を一層図っていきます。

広報かぬま・市公式ホームページ(インターネット)等の活用を図ります。

(2) 啓発活動の促進

市が主催する事業などでは、リアルタイムで情報伝達することができる手話通訳や要約筆記を活用し、聴覚障がい者等が参加しやすいイベント等の開催に取り組みます。

市民や障がい者団体の参加するイベントの活性化を図り、啓発活動を推進します。また、障がい者団体による障がいや障がい者に関する啓発活動を支援します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、市民一人ひとりの障がいに対する理解や関

心を高め、差別解消に向けた意識の醸成を図ります。また、民間事業所に対しても、合理的配慮の浸透・定着を図ります。

(4) 障がい者の認定、手帳交付の普及

障がい者手帳には3種類あり、手帳の取得により様々な自立支援サービス等を受ける基本となることから手帳の交付と制度の周知を図ります。

項目	内容
身体障害者手帳	身体に障がいのある方 ○障がいの種類 視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫の機能障がい ○障がいの程度：1級～6級
療育手帳	知的に障がいのある方 ○障がいの程度：4段階 A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)
精神障害者保健福祉手帳	精神に障がいのある方 ○障がいの程度：1～3級 ・1級 精神障がいにより身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けて常時援助を必要とする程度の方 ・2級 精神障がいにより日常生活に著しい制限を受けて時に応じて援助を必要とする程度の方 ・3級 精神障がいにより日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける方

2 障がい者との交流機会の拡充

障がいのある人とない人、障がい者同士の交流機会を拡充します。あわせて、スポーツ・文化活動への多くの市民やボランティア団体等の参加も促進します。

(1) 障がいのある人とない人の交流・障がい者同士の交流

障がい者スポーツ・レクリエーション大会などの交流事業の開催を支援し、社会参加の機会の拡充を図ります。

(2) スポーツ・文化活動への参加促進

県障害者スポーツ大会や、パラリンピック等への参加また障がい者が出展する展覧会の開催や参加を支援します。

(3) 障がい者団体の活性化

障がい者団体は、障がい者の潜在的ニーズを把握し市や関連機関に働きかける役割が期待されています。そのため団体の活動趣旨を具体化した事業の実施を支援することにより団体の活性化に努めます。また、関係機関も団体活動を支援します。

3 地域ぐるみの福祉の推進

障がい者が住み慣れた地域で、安心した生活が営めるよう、各地域の自治会等の団体や民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等の関係団体と連携して市民による支援活動の活性化を図り、「地域福祉力」の向上に努めます。

(1) 障がいや障がい者への理解を深める

民生委員・児童委員、自治会役員等を対象として、身体障がいや知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がいなど障がいや障がい者等への理解を深める研修会を開催します。

(2) 地域からの相談

ひきこもりは、本人と家族をとりまく様々な環境要因が複雑に絡み合っ引き起こされることから、本人や家族の悩みの受け皿となる相談窓口の充実を図っていきます。

地域では、できる限り支援を必要としている人を取り残さないための見守り活動を推進していくとともに、専門的な相談窓口の利用促進を図るため、これらの市民相談窓口を広報し、相談に対しては県西健康福祉センターなどの関係機関と連携して対応していきます。

4 ボランティア活動への理解促進

市民のボランティア活動に対する理解を深めて『向こう三軒両隣』の理念を共有し、自然に助け合う地域福祉社会の形成をめざします。

また、障がい者への手助けを行うボランティア団体等については、障がい者福祉の担い手として活躍することができるよう活動状況を把握し、育成や活動への支援を行います。

(1) ボランティアの育成

社会福祉協議会を中心として、ボランティアの登録やボランティア活動への啓発に努めボランティアの充実を図ります。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動への参加を希望する市民が気兼ねなく活動できるように、市の広報・コミュニティセンターだより、社会福祉協議会だよりのほか、ボランティア連絡協議会等を通じて情報を提供します。また、児童・生徒や地域住民などの市民のボランティア活動による地域づくりを支援します。そのほか企業等には、社会貢献活動に対する理解と協力を働きかけます。

第2章 生活支援の充実

【施策の体系】

基本目標:安全・安心に暮らせるまち

○生活支援の充実……………

1 相談支援体制の充実
2 情報提供・コミュニケーション体制の充実
3 障害福祉サービスの周知・展開

【基本方針】

利用者本位の考えに立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制の確立を図ります。

また、ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援及び各種サービスの提供を図るとともに、成年後見人制度の利用促進による権利擁護事業の充実を図り地域生活を支援します。

1 相談支援体制の充実

障がい者の生活にきめ細かな障害福祉サービスを提供していくために、市や鹿沼市障がい児者基幹相談支援センターの相談窓口などにおいて、相談体制を整備します。そのために個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う鹿沼市地域自立支援協議会を中心に関係団体・機関等と連携を深め相談支援体制を充実させます。

また、こどもに関する相談ニーズに対応するため「児童発達支援センター」を設置し、多様化する相談ニーズに対応するため設置した基幹相談支援センターを核に関係機関等と連携した相談支援体制を整備します。

(1) 自立支援協議会の充実

相談支援は、障がい種別、年齢、福祉、医療、保健、介護、労働、教育、住宅、司法、警察等の分野を超えてあらゆる相談への対応が求められています。

障がい者の地域生活を支援するため、自立支援協議会や自立支援協議会の運営を担っている基幹相談支援センター、専門部会である相談支援部会を中心に地域課題の抽出や社会資源の改善・開発や相談支援の対応能力を高めます。

またこれとは別の専門部会である就労支援部会もそれぞれの分野で適切な支援に努めていきます。また、令和2年(2020)度に設置された拠点等運営検討部会に、各種ワーキンググループを配置し、地域生活支援拠点(緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供等)や児童通所事業所、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムなど検討を重ね、適切な支援へと繋げていきます。

(2) 自立支援サービスの充実

相談支援の中で明らかになった地域での生活を支援するため、相談・情報提供・福祉サービスの利用援助などの充実を図ります。また、障がい者の地域生活支援のため、適切なケアマネジメ

ントを行うことができる体制の整備に努めます。

(3) 専門的知識を持った相談員の育成と確保

多様化する相談ニーズに対応するため、相談支援専門員などの資質の向上、専門的知識の習得を促進するとともに必要人員の確保に努めていきます。

(4) 市職員の専門性の確保

福祉関連業務に携わる市の職員については、適切に業務を推進するために研修を通じてその専門性の確保に努め、関連部署との連携を深めていきます。

(5) 障がい者団体等の相談活動

障がい者やその家族等の多様なニーズに対応するため、障がい者団体と協力して相談体制の整備や共に支え合う仲間づくりへの支援を行います。

2 情報提供・コミュニケーション体制の充実

(1) 福祉情報等の提供

市役所やコミュニティセンター、基幹相談支援センター、地域活動支援センター等において、障がいのある人に必要な情報を提供します。

また、障がいの症状(特に視覚障がい、聴覚障がい)によっては、情報の入手が難しいという課題があります。そのため、点字、音声、手話、字幕付きテレビ広報・ビデオ、データ放送、インターネットなどにより福祉情報の提供の充実を図ります。

(2) コミュニケーション体制の充実

聴覚障がい、難聴者、言語・音声機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人には、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳奉仕員や朗読奉仕員のボランティアを活用し意思疎通の円滑化を図ります。

① 視覚障がい者に対する情報提供の拡充

点字や音声等の福祉用具の活用による情報提供体制の整備に取り組みます。

② 聴覚障がい者・難聴者に対する情報提供の拡充

手話通訳者の配置など窓口業務に対応できるように努めます。また、各種イベントなどの催し物に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

3 障害福祉サービスの周知・展開

障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービスが適切かつ効率的に提供できるように周知・展開に努めます。また、障がい福祉計画に基づく障害福祉サービス、市の単独事業による各種の福祉サービスの拡充に努めます。

(1) 障害福祉サービスの周知

障害福祉サービスが適切かつ効率的に提供できるように周知・展開に努めます。

(2) 精神障がい者の退院促進と地域移行

民生委員・児童委員等や自治会役員と連携して研修会等を開催し理解を進めます。

(3) 成年後見人制度の利用促進

知的障がい者や精神障がい者に対する成年後見人制度利用支援事業を周知・推進し、権利擁護の充実を推進します。

(4)障害者虐待防止センター

障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待の防止と早期発見及び養護者への支援を講じるため設置した「障害者虐待防止センター」を有効に活用し、関係機関との連携を密にして、要援護者に対する被害拡大の阻止に努めます。

虐待の根絶に向けた取組みを強化し権利擁護の充実を推進します。

第3章 保健・医療の充実

【施策の体系】

基本目標:安全・安心に暮らせるまち

○保健・医療の充実……

1 早期発見・早期治療・早期療育
2 自殺対策の推進
3 自立訓練の充実
4 適切な保健・医療サービスの提供

【基本方針】

障がいの原因となる傷病の予防に向けた健康づくりや生活習慣の改善を行い、「健康で安心した生活を送りたい」という願望は、すべての市民に共通しています。障がい者にとっても、健康を保持し増進するための保健・医療の充実は重要な施策となります。

保健・医療の充実が、障がいの早期発見、早期治療、早期療育に繋がることから、保健と医療の連携を深め、充実を図ってまいります。また、障がいの軽減や機能の回復のための医療・リハビリ訓練など障がいの程度に応じた保健・医療サービスの提供を図ります。

1 早期発見・早期治療・早期療育

(1)乳幼児の発育・発達の遅れなどを早期に発見し、適切な治療や療育を促進するため乳幼児健康診査などを推進します。

(2)健康づくりの推進

健康づくりに関する知識の普及(各種健康教室や講演会の開催)や、まちの保健室を開催します。

2 自殺対策の推進

自殺対策については、令和2(2020)年3月策定の「鹿沼市自殺対策計画」の基本理念「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現」に基づき、各事業を推進します。

3 自立訓練の充実

障がいに対する適切な自立訓練に取り組み、社会復帰を推進します。また、医療機関等との連携を図り、障がいの重度化、二次障がい、合併症の防止を図るために適切な保健サービスを提供します。

4 適切な保健・医療サービスの提供

自立支援医療などの制度の普及や適切な保健・医療サービスの提供・広報・普及に努めます。また、精神保健福祉施策を充実させ、精神障がい者の社会参加や社会的自立を支援します。更に難病患者等の福祉の増進も図ります。

第4章 生活環境の整備

【施策の体系】

基本目標:安全・安心に暮らせるまち

○生活環境の整備……………

1 生活環境の整備
2 防災・防犯体制の整備
3 災害時の支援体制の整備
4 感染症対策

【基本方針】

障がい者が、住宅・建物、道路、公共交通機関等の物理的障がいを感じないようにするため、生活環境の整備を行政・民間企業・市民が一体となって推進します。また、各種の施設・設備については、だれもが快適で生活しやすいユニバーサルデザインを目標として整備を進めます。その他、移動手段として重要な自家用車の駐車場やその他社会参加に必要な移動手段の確保を支援します。

また、障がい者が、安心して安全に、そして住みなれた地域で生活できるよう、防災・防犯対策の充実を図り、災害時の避難支援体制の整備を進めます。

1 生活環境の整備

- ・ノーマライゼーションの理念に基づいて、障がい者が地域の中で自分らしく生活できるよう、日常生活に困らない環境の整備を図ります。
- ・道路・交通や公共施設等のバリアフリー化や視覚障がい者用信号機、障がい者対応トイレの整備を推進します。
- ・歩行空間やおもいやり駐車スペース、国際シンボルマーク(車いすマーク)駐車場の利用マナーを向上させるための広報と、障がい者や妊産婦、高齢者の方等への利用証の使用を推進します。
- ・公共交通機関等による移動手段の確保や福祉タクシー券の配布等による支援を進めます。

2 防災・防犯体制の整備

障がい者が安全・安心して暮らせるまちの実現のために、各種関連団体等との連携による防災・防犯体制の確立を図ります。また、障がいのある人の状況、特性等を十分に把握し、その状態に適応した防災・防犯対策の整備に努めます。

3 災害時の支援体制の整備

鹿沼市避難行動要支援者支援計画の普及を図り、障がい者の安全・安心を確保します。

(1) 避難誘導

障がい者や高齢者など避難行動要支援者は、災害への対応力が弱いため、防災関係機関や自主防災組織等が地域社会においてこれらの人々を災害から守るために、情報の共有と協力体制の整備が重要です。そのため、鹿沼市避難行動要支援者支援計画に沿って要支援者を「避難支援個別プラン」に登録し、避難の勧告・指示が発令された場合、また災害が発生する恐れが迫った場

合には、関係機関の協力の下であらかじめ指定された避難場所へ早期に避難誘導できるよう体制を整備します。

(2) 福祉避難所の確保

障がいのある人に対しては、状況に応じ介護や医療相談を行うことができる部屋やエリア(地区福祉避難所)を設けます。また、重度の介護を要する場合や障がいの程度が重く地区福祉避難所では生活が困難な要支援者には、拠点福祉避難所を整備するなど各種支援体制を整えます。

(3) 民間福祉避難所の設置

民間の福祉施設で、災害時に民間福祉避難所として協力できる施設と協定を結び要支援者の受け入れ体制を整備します。

(4) 福祉施設利用者の安全対策

施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が必要であるため、施設と周辺事業所、自治会等と災害時の協力関係の促進を図ります。

また、防火管理の徹底を図り、避難訓練や自衛消防力の向上を図ります。

4 感染症対策

高齢者や基礎疾患等のある人が感染症に罹患すると、重症化する恐れがあります。平時からの予防行動の周知や環境整備など、関係機関と連携しながら感染症対策に取り組めます。

また、介護者が感染し、入院等により不在となった場合に備え、短期入所等での受け入れなど、支援体制の構築に向けて関係機関と協議し、対応に努めます。

第5章 就労支援の充実

【施策の体系】

基本目標:笑顔でいきいきと暮らせるまち

○就労支援の充実……………

- | |
|--------------------|
| 1 雇用機会の拡大と雇用・就労の支援 |
| 2 福祉的就労の場の確保 |

【基本方針】

障がい者の社会参加と社会的自立を促すためには、就労は不可欠です。障がい者雇用の拡大に向けた啓発活動の強化に努めるとともに、障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援のサービスを含め、障がい者の就労支援を推進します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」においては、基本理念が「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする」とされています。雇用機会の拡大のために、民間企業や商工団体、産業組合をはじめとする関係団体等への働きかけを行います。

就労の支援についても、公共職業安定所等の実施する職業相談・職業訓練・能力開発・職業紹介などに積極的に協力します。また、職場での障がい者に対する理解促進に努め、障がい者に配慮し、就労を継続することができる適切な就労の場の確保に努めます

1 雇用機会の拡大と就労の支援

国、県、公共職業安定所(ハローワーク)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(栃木障害者職業センター)、(社)栃木県雇用開発協会や県西圏域障害者就業・生活支援センター「フィールド」等と連携して、事業主に対する啓発や障がい者の雇用拡大と就労支援を進めます。

2 福祉的就労の場の確保

障がい者が自ら選択した職業で生きがいを持って、自立した社会生活の実現が可能となるように、福祉的就労の場である福祉施設での訓練(就労移行支援、就労継続支援)を推進します。また、福祉的就労の経営安定支援の一つとして、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、鹿沼市障害者優先調達推進方針を策定し、障害者就労支援事業所の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。

第6章 教育・療育の充実

【施策の体系】

基本目標:笑顔でいきいきと暮らせるまち

○教育・育療の充実……………

1 療育環境の充実
2 特別支援教育の推進

【基本方針】

障がい者が社会生活の中で、主体性を発揮して最大限に可能性を伸ばし、生きがいのある生活が送れるよう、個々の障がいの程度に応じた学習の機会を確保します。発達障がいなど教育・療育に特別なニーズのある子どもたちについても適切な支援の充実を図ります。

1 療育環境の充実

障がいのある子どもたちの発達状態や障がいは多種多様であり、教育・療育に対して様々なニーズがあります。子どもたちの可能性を伸ばしていくために、保健、医療、福祉、教育などの関係分野が連携し、障がいの程度や種類、家庭の状況に応じた適切な教育・療育の場が確保されるように努めます。

また、「こども・家庭サポートセンター」では、臨床心理士や保健師、保育士、専門の相談員が、発達に支援が必要な子どもの「乳幼児期から就学期・就労期まで」切れ目のない一貫した相談支援を行っており、今後も体制の充実を図ります。

2 特別支援教育の推進

特別支援教育は、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

また、教育、保健・福祉の関係機関との連携を図り、児童・生徒一人ひとりの特性、発達段階に応じた適切な教育の推進を図ります。

卒業後の進路を円滑にするため、障がいのある児童・生徒の実態把握に努めるとともに、適切な学びの場を検討し、就労を希望する場合には相談支援や福祉施設、地域、県関係機関との連携を図り、希望する進路へ進めるように努めます。